

32	都市整備局	都市物流車両対策(駐車場の附置義務)
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 東京都駐車場条例は、交通需要の原因となる建築物に、駐車施設の設置を義務づけるものである。 荷さばき駐車施設の不足による交通渋滞や集配業務の効率低下による時間的、経済的損失の解消を図る方策として、平成14年に条例を改正し、一定規模以上の建築物を建築する際に、荷さばき駐車施設を建築敷地内に附置することを義務づけた。 地域特性に応じた駐車施設の附置義務(地域ルール)を可能にする特例を設けた。 	
これまでの経過	<p>平成13年4月～11月 東京都駐車場附置義務基準検討委員会設置 (関係業界、区市、警視庁、建設局、国土交通省)</p> <p>平成14年3月29日 東京都駐車場条例の一部改正、公布 9月30日 東京都駐車場条例施行規則改正、公布 10月1日 東京都駐車場条例の施行</p> <p>平成15年11月28日 東京都駐車場条例に基づく地域ルールの策定指針を策定 平成15年12月1日 銀座地区で地域ルールを施行 平成16年9月22日 大手町・丸の内・有楽町地区で地域ルールを施行</p>	
現在の進行状況	<p>東京都においては、地域ルール策定の指針を策定した。中央区の銀座地区に続き、千代田区では、地域ルール策定協議会を設立し、大手町・丸の内・有楽町地区で地域ルールを導入し運用している。</p>	
今後の見通し	<p>中央区、千代田区以外の区市についても、区市と協力し、地域ルールの導入について検討していく。</p>	
問い合わせ先	都市整備局 市街地建築部 建築企画課	電話 03-5388-3343